第六十四号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第十条第一項第一号イ中「三千百五十円」を「三千二百四十円」に改め、同号ロ中「七百五十円」を「七百七十円」に改め、同項第三号中「一万円」を「一万二百八十円」に改め、同項第五号中「六千三百円」を「六千四百八十円」に改め、同項第六号及び第七号中「五千二百五十円」を「五千四百円」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同条第四項第三号中「五千円」を「五千百四十円」に改める。

別表徳島県立三好病院の項中「循環器内科」を「循環器内科　緩和ケア内科」に、「一〇床」を「八床」に、「四床」を「六床」に改める。

附　則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表徳島県立三好病院の項の改正規定は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額の適正化を図るとともに、徳島県立三好病院の改築に伴い、当該病院の診療科目及び病床数について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。